

乗合旅客の運送に係る道路運送法の改正概要

背景

過疎化の進行や少子高齢化の進展を受け、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンド交通など、地域のニーズに応じて乗合旅客の運送形態は多様化してきており、こうした運送サービスの普及を促進することにより旅客の利便の向上を図る必要がある

乗合事業に関する 現行制度

事業区分

定期定路線以外の乗合運送は
「一般貸切旅客自動車運送事業」

・定期定路線以外の乗合運送を行う場合には、貸切事業の許可を受けた上で、さらに乗合旅客の運送許可を受ける必要

運賃及び料金の規制

上限認可制

・定期定路線の乗合運送は地域住民の日常生活との関連が極めて密接な公共性の高い事業であるため、不当に高額な運賃・料金設定を予め防止する必要

ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、
旅客の利便を向上するため、乗合旅客の運送に係る規制の適正化を図り、
多様化する運送形態に柔軟に対応できる制度が必要

改正後【現行制度】 ※平成18年10月改正

一般乗合旅客自動車運送事業の 対象範囲の拡大

定期定路線以外の乗合運送についても
「一般乗合旅客自動車運送事業」に分類

運賃及び料金の規制の緩和

地方公共団体、地域住民等
地域の関係者の合意
が得られている場合

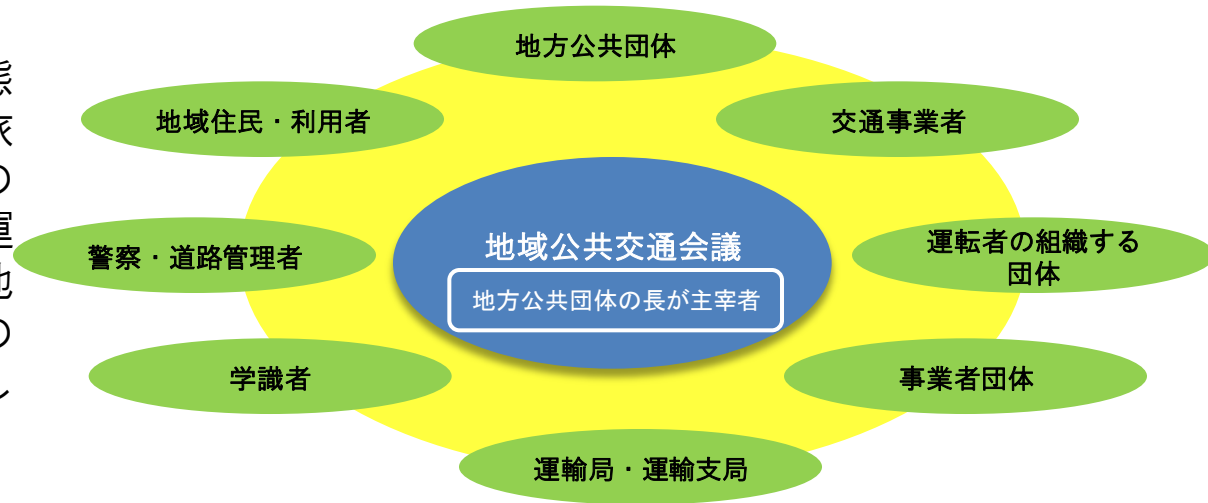
不当に高額な運賃・料金設定がなされ、旅客の利益を
阻害するおそれもない

上限認可制 → **緩和** → 事前届出制

ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便性を向上

地域公共交通会議

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の様態及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられた。



地域での合意・形成

経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

構成員とその役割

構成員の主な役割

地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・ 地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の合意形成を図る上での助言
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ・ 地域の公共交通のあり方に関する指導

地域公共交通会議で具体的に行うこと

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。

また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

具体的な協議内容

- 運行の形態
- 運賃及び料金
- 路線、営業区域、使用車両の事業計画
- 運行時刻等の運行計画

市町村有償運送の必要性
収受する対価

等